

在アトランタ日本国総領事館便り(平成 30 年 11月号)

平成30年11月 1 日  
在アトランタ日本国総領事館

・在アトランタ日本国総領事館では、当館が管轄するジョージア州, ノースカロライナ州, サウスカロライナ州, アラバマ州の安全情報やその他お知らせすべき情報の提供をメールにて在留邦人の皆様に発信しています。

・今回のトピックは以下のとおりです。

1. 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査へのご協力のお願い
2. ノースカロライナ州ローリー市における領事出張サービス
3. 在留届の内容の追加・変更のお願い
4. 当館領事部における主な手続きについて
5. 11 月の休館日

1. 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査へのご協力のお願い。

(1) より良い領事サービスの提供と更なるサービスの向上・改善のため、アンケート調査を実施しております。

【アンケート調査のサイト】

<https://www.enq.ezairyu.mofa.go.jp/m/8720994dd51cacfa9ea595d6a901cef>

※アンケート対象の在外公館は北米地域の「在アトランタ日本国総領事館」を選択してください。

(2) 同調査の実施期間は 11 月 1 日～30 日までとなっておりますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。

2. ノースカロライナ州ローリー市における領事出張サービスについて

既にパスポート及び各種証明の受付は終了しておりますが、今回の出張サービスをご利用になられる方は、以下の日程で実施致しますので、必ず時間内にお越し頂きますようお願い致します。

- (1) 日時:11月10日(土) 午前8時30分～正午
- (2) 場所:ローリー日本語補習授業校
- (3) 当日お持ち頂く物

(ア)パスポート申請者

(a) 現在ご自身でお持ちになれている有効な日本国パスポート

※VOID の手続きの必要があります。

※現在有効のパスポートを VOID しませんと新しいパスポートを交付することができませんので必ずお持ち下さい。

(b) 米国滞在資格を証明できるもの:グリーンカード、ビザ

(イ)各種証明書

(a) 申請される証明書の申請に必要な書類のオリジナル及びコピー(各 1 部)を必ずお持ちください。

(b) また、当館から発行する証明書を送付するための封筒及び切手(必要枚数)も忘れずに必ずお持ちください。

(c) 米国滞在資格を証明できるもののオリジナル及びコピー

■グリーンカード(オリジナル及びコピー)

■パスポート及びビザ

(ウ) 在外選挙人登録をご希望される方は、日本の有効な旅券、居住されております州発行運転免許証をお持ちください。

(4) 当日、上記1. の領事サービス向上・改善のためのアンケート調査を実施致しますので、ご協力の程、お願い致します。

### 3. 在留届の内容の追加・変更のお願い

毎月お願いしておりますが、事故やハリケーン等の自然災害で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認、情報提供を行う際には在留届に記載頂いている情報に基づいて行っており、そのデータは重要なツールとなります。

よって、いつ起こるか分からない事故や災害、緊急事態等に備え、また、ご自身並びにご家族の安全のためにも、住所・電話番号・携帯電話番号(テキストメールでの安否確認等に使用)・メールアドレス(治安情勢や災害情報等は発信)の変更が生じた場合には、速やかに「最新の情報が反映されました在留届」に変更願います。

在留届の変更・帰国届・転出届の提出は、以下のサイトからオンラインで可能です。

■オンライン登録・変更のサイト:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

### 4. 当館領事部における主な手続きについて

当館領事部では以下の手続きを行うことが可能です。

(1) 日本のパスポート申請

(ア) 日本のパスポートは10年、5年の2種類があります。

(イ) 申請に必要な書類等詳細は以下の当館HPでご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/passport.html>

(2) 各種証明の申請

証明には日本に提出される証明(在留証明、署名証明(印鑑証明にかわるもの))と米国当局に提出される証明(主に旅券所持証明、出生証明、婚姻証明、離婚証明、翻訳証明等)があります。

これらの申請にあたりましての必要書類等詳細は当館HPでご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/shomeiindex.html>

(2) 戸籍・国籍関係の届出

(ア) 戸籍関係では主に出生届、婚姻届、離婚届、養子縁組等の届出があります。

(イ) 国籍関係では主に以下があります。

(a) 国籍選択届

出生や養子縁組により自動的に日本国以外の国籍をお持ちになられている方は22歳までに国籍を選択する義務があります。

(b) 国籍離脱届

出生や養子縁組により自動的に日本国以外の国籍をお持ちになられている方が日本国籍を選択せず外国籍のみにする場合の届出になります。

(c) 国籍喪失届

ご本人の志望により外国国籍を取得した場合、日本国籍は失われますので、国籍喪失届を提出する必要があります。

(ウ) 届出にあたりましての必要書類等詳細は当館 HP でご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/kosekiindex.html>

(3) 日本国査証(日本国ビザ)

(ア) ご家族の方で米国籍のみとなられている方は、90日以内の観光で日本に渡航される場合は日本の査証を取得する必要はありません。

ただし、日本に帰国される場合は長期滞在用査証を取得する必要があります。主な査証は「日本人の配偶者等」に該当する査証になります。

(イ) 「日本人の配偶者等」の査証申請にあたりましての申請書類等詳細は以下の当館 HP でご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/SpouseVisa.pdf>

(4) その他の申請については、当館 HP で確認できます。

[https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/Information\\_i.htm](https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/Information_i.htm)

## 5. 11月の休館日

11月12日(月): Veterans Day の振替日

11月22日(木): Thanksgiving Day (米国の休日)

11月23日(金): State Holiday (ジョージア州の休日)

年末年始の休館日は以下をご参照ください。

[https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/pdf/20182019Holidays\\_J.pdf](https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/pdf/20182019Holidays_J.pdf)

在アトランタ日本国総領事館領事班

Phipps Tower Suite 850

3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

電話:(404)240-4300 (代表)

メール:[ryoji@aa.mofa.go.jp](mailto:ryoji@aa.mofa.go.jp)